

## 日本地学教育学会地学教育編集委員会規則

- 第1条 本会の会則第9条第4項に基づき、本会に地学教育編集委員会を置き、学会誌『地学教育』、その他の出版物の企画・編集を行う。
- 第2条 地学教育編集委員会は、前項を達成するために以下の業務を行う。
- 1) 『地学教育』(原則として年4回の発行)の編集を行う。
  - 2) 『地学教育』に掲載する論文・記事については、別に定める規則「『地学教育』編集についての細則」によって編集を行う。
  - 3) その他の出版物については、原則として『地学教育』・『みんなの地学』に準じて編集する。
- 第3条 地学教育編集委員会は、委員長1名、副委員長2名、若干名の編集委員で構成される。編集委員は、本学会が範囲とする研究分野から選ばれるものとする。研究分野として、地学教育、地質学、岩石鉱物学、天文学、気象学、地球物理学などが挙げられる。
- 第4条 地学教育編集委員会の委員長・副委員長と編集委員は、正会員から常務委員会の議を経て、会長が委嘱する。委員長と副委員長は常務委員を兼ねる。委員長・副委員長、編集委員の任期は、以下の通りとする。
- 1) 地学教育編集委員会の委員長職(委員長と副委員長)の任期は、一期2年とし再任までとする(最長4年)。地学教育編集委員会の編集委員の任期は、一期2年とし再任までとする(最長4年)。
- 第5条 委員長は委員会を指揮し、編集業務を統括して編集の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等の不都合があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。
- 第6条 各編集委員は編集業務に当たり、業務が滞らないように配慮する。
- 第7条 本規則の変更は、常務委員会の承認を得るものとする。

### 付則

本規則は、2019年11月27日から施行する。

## 日本地学教育学会みんなの地学編集委員会規則

第1条 本会の会則第9条第4項に基づき、本会にみんなの地学編集委員会を置き、学会誌『みんなの地学』、その他の出版物の企画・編集を行う。

第2条 みんなの地学編集委員会は、前項を達成するために以下の業務を行う。

- 1) みんなの地学編集委員会は『みんなの地学』（原則として年1回の発行）の編集を行う。
- 2) 『みんなの地学』に掲載する論文・記事については、別に定める規則「『みんなの地学』編集についての細則」によって編集を行う。
- 3) その他の出版物については、原則として『みんなの地学』・『地学教育』に準じて編集する。

第3条 みんなの地学編集委員会は、委員長1名、副委員長2名、若干名の編集委員で構成される。編集委員は、本学会が範囲とする教育普及分野から選ばれるものとする。教育普及分野として、地学教育、学校教育、博物館・科学館教育、生涯教育、アウトリーチ、ジオパーク教育、就学前教育などが挙げられる。

第4条 みんなの地学編集委員会の委員長・副委員長と編集委員は、正会員から常務委員会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は常務委員を兼ねる。委員長・副委員長、編集委員の任期は、以下の通りとする。

- 1) みんなの地学編集委員会の委員長職（委員長と副委員長）の任期は、一期2年とし再任を妨げない。みんなの地学編集委員会の編集委員の任期は、一期2年とし再任を妨げない。

第5条 委員長は委員会を指揮し、編集業務を統括して編集の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等の不都合があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

第6条 各編集委員は編集業務に当たり、業務が滞らないように配慮する。

第7条 本規則の変更は、常務委員会の承認を得るものとする。

付則

本規則は、2019年11月27日から施行する。